

第 8 回 雇用仲介事業等の在り方に関する検討会 議事概要

- 1 日時 平成 27 年 11 月 25 日（月）10:00～12:00
- 2 場所 厚生労働省 共用第 8 会議室
- 3 出席者
〈委員〉
阿部座長、竹内委員、松浦委員、水町委員
〈事務局〉
坂口派遣・有期労働対策部長、松本需給調整事業課長ほか
- 4 議題
 - (1) 有識者からのヒアリング
 - (2) 個別の論点について検討
 - ・需給調整システムにおける民間雇用仲介事業の在り方

（文責：事務局）

(1) 有識者からのヒアリング

（皆川教授から資料 1 に沿ってご説明、その後質疑応答）

(2) 個別の論点について検討

・需給調整システムにおける民間雇用仲介事業の在り方

（事務局から資料 2 から資料 5 - 2 までについて説明）

（水町委員）

- 資料 4-1 について。職業紹介と派遣の欠格事由・許可基準について、共通する部分・異なる部分は、なぜ共通するのか、なぜ異なるのか。

（事務局）

- 欠格事由の異同については、法改正の際に整備しているものであるが、労働者派遣法は改正を積み重ねているが、職業安定法については平成 15 年以来改正していないことによる。
- また、許可基準の異同については、例えば、資産要件であれば、職業紹介は労働者を雇用するものではないが、労働者派遣は雇用するものであり、雇用維持の観点から必要な資産要件が相違する等、異なる許可基準が設けられている。

（水町委員）

- 許可制としている趣旨について、職業紹介も労働者派遣も中間搾取等を防ぐという趣旨では共通している。また、連続的にビジネスとして行っている事業者もあるのが実態。
- 欠格事由や許可基準について、共通として位置付けられるものは共通として位置付け、雇用主としての責任が伴うことにより別途必要となるものについては、これがそ

の点であるとわかりやすくしていく必要。いずれにしても、できる限り統合を図っていく必要。

- 資料 5-1 について。2 頁に職業紹介の定義、3 頁に情報提供の定義がそれぞれ記載されているが、法的根拠はどこにあるのか。

(事務局)

- 職業紹介の定義は、求人及び求職の申込みを受け、あっせんすることである。この点について、要領・判例等の積み重ねがある。職業安定局長通知は、職業紹介の定義を規定した職業安定法第 4 条の解釈としてお示ししている。

(水町委員)

- 職業紹介と情報提供の区分という大事な点が通達に書かれている。法的根拠を伴う形で書くとすればどのようなようになるのかご検討をいただきたい。

(竹内委員)

- 職業紹介と雇用に関わるビジネスについては、これまでも色々な形態が登場しており、これからも現われうるものであるが、求職者側から見た場合には、求人の情報が適切に出ているかという正確性に関する点が問題になる。
- ビジネスへの入り口規制も重要だが、規制の必要の有無をも含め、情報が適切でない場合にどのように事後的に規制していくかという観点があって良い。

(阿部座長)

- 竹内委員から指摘のあった情報の正確性について、規制を行うかはともかく、不正確なことに対する対処は大事な論点である。

(松浦委員)

- 論点 1 のハローワークと民間職業紹介事業の在り方について。役割分業、それぞれの強みを活かした協業をしているとのことだが、官民の連携について現時点で行っているものがあれば教えて頂きたい。また、あるとすれば、現時点でどのように評価しているか。

(事務局)

- ハローワークの有する求人情報の提供を平成 26 年 9 月開始したところ。求職情報の提供については年度内に開始する予定。
- 求人情報の提供については、端末設置・ダウンロードあわせて 300 箇所程度実施されている。

(阿部座長)

- ハローワークの情報提供については、職業安定分科会でも議論している。ある程度実績が積み重なったところで、評価することとしている。

(松浦委員)

- 現時点では職業紹介事業者とハローワークとで、実質的に対象者が区分されている。ハローワークはホワイトカラー以外の求人求職が多いため、中小企業はホワイトカラーの求人をハローワークにあまり出さず、他方で、有料の職業紹介事業者にもコストの問題で求人を出せない現状がある。
- このような状況の中で、ハローワークの情報をそのまま民間に出しても、現状マッチングがうまくいっていない分野の改善につながりにくいのではないか。ハローワークにも民間の職業紹介事業者からもこぼれ落ちる求人や求職を、両者の協業によってマッチングにつなげていく仕組みが必要という問題意識を持っている。

(水町委員)

- 資料 3-2 について。ハローワークと民間職業紹介の事業者の相違において、ハローワークは離職者中心、民間職業紹介事業者は在職者が中心となっているとのことだが、抜け落ちているものとして、いわゆるミドル層がある。
- このミドル層について、助成金やドイツのバウチャー制度も参考に、失業を経ないで労働移動をどのように行っていくかという議論もしたい。
- また、労働者派遣法が改正され、無期雇用派遣への誘導が政策的に図られたが、さらに無期雇用派遣から正社員への転換も求められる。この場合について、紹介予定派遣を活用すると6ヶ月という期間の限定があるため、あまり適さないように考える。
- 派遣先での円滑な雇用を促進するために、紹介予定派遣を改正すれば良いのか、それとも別の方策を考えるのか、こういった点の議論も必要。

(阿部座長)

- ミドル層の転職の問題については。助成金、失業手当の問題も絡むが、そういったところがどうなっているのか、考えていくことは重要。ドイツのバウチャー制度を視野に入れた議論を行うことはあり得る。雇入れ助成金とドイツのバウチャー制度の相違を整理していただきたい。
- 紹介予定派遣はこの検討会の議論の対象になると考えて良いのか。

(事務局)

- 職業紹介と労働者派遣の両方に関係する制度としての紹介予定派遣については、本検討会の議論の対象となる。
- 紹介予定派遣を使った場合と、そうでない場合については改めて整理してご議論いただけるようにしたい。
- 失業なき労働移動についても整理してご議論いただく場を設けたい。

(竹内委員)

- ミドル層は、移動せざるを得なくなった場合、現状どのような経路を利用して移動しているのか、わかる範囲でお調べ頂きたい。

(阿部座長)

- ミドル層については、定義も難しいとは思いますが、ハローワークを使ったり、求人広告と様々であるのが実態であると思う。情報があれば提示いただきたい。

- 派遣先が派遣労働者を雇用する場合には、紹介料を取れる仕組みを設けたところだが、紹介予定派遣の期間を長くするという考えもある。

(松浦委員)

- ハローワークと民間事業のはざまの部分に、どれだけ民間事業が入っていけるかが課題。大企業のみドルについては、アウトプレースメントを活用する場合等、送り出す側の企業がコストを負担することを通じて、仲介事業の恩恵を受けることができる。
- 他方で、中堅企業等でみドルが失職した場合、ハローワークの求人ではスキルとマッチしにくく、民間事業の対象にもなりにくい。こういった方々をどう支援していくかが一つの政策課題である。

(水町委員)

- 資料 4-1 について。インターネットの発展により、許可基準について見直しが必要であると考えている事項があれば教えて頂きたい。

(事務局)

- 本日配布の資料にはないが、現行制度でも、インターネットのみの場合には、面積要件を課していない。先ほどいただいたご指摘同様、ルールの見える化の検討の必要があると考える。

(阿部座長)

- 各用語の違いがわかりづらいという印象を受ける。例えば、資料 5-2 の 1 頁にある公告掲載料以外の各徴収方法についてどのように考えるのかという問題もある。あつせんと情報提供の違いが具体的にわかるようになるとよい。

(事務局)

- 事業者と求人者求職者との関わりにおいて、職業紹介に該当するのかを整理してきたのが判例の積み重ね。

(竹内委員)

- 情報提供と職業紹介との区分にかかる通知を出した経緯を教えて頂きたい。

(事務局)

- 通知については、職業紹介のネガティブリスト化により、区分があいまいとなる可能性が高まったために整理したもの。

(阿部座長)

- 区分については再考が必要。区分の限界となる事例を無くしていかないといけない。水町委員からは法律でというお話もあったが、ものすごいスピードで進む技術について、法律で区分を規定することが適切かという問題もある

以上